

告 示

埼玉県告示第七百十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一一―三十三―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎千六十三番地・大字深作八百七十番地
他八百三十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万五千七立方メートル